

昭和5・4に鉄道運輸規程が改正され、増賃金制度は要償額表示制度の新設に伴って廃止されるとともに、生糸、生糸製品についてはべつに運賃が設定され、貴重品から除外された。

昭和7・8旅客および荷物運送規則の全面的改正の際に、貴重品の品目が現行とはほぼ同様に改正され、運賃も通常小荷物運賃の2倍で取扱うことになったが、昭和19・7に改正され、通常小荷物運賃と同額で取扱うことになった。現行の貴重品運賃は、昭和22・3に復活し昭和32・4割増運賃の一部となったものである。

(2) 動物運賃の沿革

明治7・7京浜間において犬の運賃を1頭について25銭(川崎駅をこえないものは半額)とし、さらに価格の $\frac{5}{1,000}$ の増賃金を支払わなければ限定賠償を行うこととしたのが動物運賃制度の最初である。増賃金制度は貴重品の場合と同様昭和5・3まで存続したが、その改正経過の記述は省略する。

明治12・5に至って、動物は通常小荷物運賃の2倍とされたが、さらに明治23・1につきのように改正された。

マイル程	子犬、子豚、その他の小獣、家禽、鳥類	犬
25マイルまで	1斤につき 2銭	1頭につき 20銭
50 "	同 3	同 25
100 "	同 4	同 65
101マイル以上50マイルごとに	同 1	同 20

(注) 馬についても1頭1マイルにつき10銭(最低運賃2円)と規定されたが、馬の小荷物扱は明治34・4に廃止された。

明治31・1に犬の運賃のうち100マイルまでの地帯の運賃が1頭につき55銭に改められ、明治34・4に小動物の運賃は手荷物運賃の2倍とし、犬の運賃は、50マイルまでの地帯の運賃が35銭に改められた。

明治38・1に至り、小動物の運賃は通常小荷物運賃の2倍とされ、犬の運賃もつぎのように改正された。

50マイル未満	1頭につき	20銭
100 "	同	35
100マイル以上は100マイルまでを増すごとに	同	20

大正7・9に小動物の運賃は通常小荷物運賃の2倍(最低運賃20銭)とし、同時に犬の運賃はつぎのように改められた。

50マイルまで	1頭につき	25銭
100 "	同	45
101マイル以上は100マイルまでを増すごとに	同	25

大正10・1に小動物の運賃は通常小荷物運賃の2倍、犬の運賃は1頭につき100マイルまで1円、101マイル以上は100マイルまでを増すごとに50銭を加算することにされたが、さらに翌年3月には学術研究用等の小動物は、通常小荷物運賃と同額とされた。

昭和5・4メートル法実施に伴ない、犬の運賃のマイルをキロメートルに換算し、1頭につき160kmまで1円、161km以上は160kmまでを増すごとに50銭を加算することに改正され、さらに昭和7・8に犬の運賃が1頭につき50kmまで75銭、51km以上は50kmを増すごとに15銭を加算することに改正された。

昭和17・4に至り、動物は通常小荷物運賃の2倍(初生ひな、

犬、魚介類、学術研究用のものは通常小荷物運賃と同額)とされたが、昭和19・7に動物はすべて通常小荷物運賃によることとなった。現行の動物運賃は昭和24・5に復活し昭和32・4割増運賃の一部となったものである。

(3) 易損品・かさ高品運賃の沿革

明治6・9鉄道貨物運送補則において、ガラス、陶器等の易損品は、品柄・価格を明示し、通常小荷物運賃のほか、価格の $\frac{5}{1,000}$ に相当する増賃金を支払わなければ賠償責任を負わないことが規定され、翌年12月に京浜間において紙、漆器、造花、帽子、家具および寒天のような易損品およびかさ高品の運賃は、重量1斤まで15銭、2斤以上は1斤ごとに3銭を加算することとした。これが易損品・かさ高品運賃の始まりである。

明治23・1に実施された小荷物運賃改正の際、易損品およびかさ高品は、通常小荷物運賃の2倍に改められた。その後易損品およびかさ高品の品目については、数次にわたって改正が行われたが、通常小荷物運賃の2倍によることは、昭和19・7の改正で、通常小荷物運賃と同額とされるまで存続した。現行の易損品およびかさ高品運賃は、昭和24・5に復活し昭和32・4割増運賃の一部となったものである。

(4) 車両類運賃の沿革

明治23・1に小荷物扱とする車両類についてつぎのような運賃を定めた。これが車両類運賃の最初である。

馬車および荷車	2輪車	1両1マイルにつき	10銭	最低運賃	2円
同	4輪車	同	15	同	3
人力車		同	2	同	40銭
自転車	2輪車	同	1	同	20
同	3輪車	同	1.5	同	30
小児車		同	1	同	20

明治34・4に馬車運賃が1両1マイルにつき20銭(最低運賃4円)、人力車運賃が1両1マイルにつき3銭(最低運賃60銭)、自転車および小児車運賃が1両1マイルにつき2銭(最低運賃40銭)と改正されたが、明治38・1に至り、さらにつぎのように改正された。

馬車	1両1マイルにつき	20銭	最低運賃	4円
自動車	同	15	同	3
人力車	同	3	同	60銭
自転車・小児車 商品運搬車	同	2	同	40

明治43・1に自動車および小児車の運賃がつぎのように改正されるとともに、自動自転車の運賃を人力車と同様とした。

自動車	1両1マイルにつき	20銭	最低運賃	1円20銭
小児車	同	2	同	1

大正6・7に至り自動自転車および自転車で2人以上の座席のあるものは、座席1人を増すごとに5割増とし、物品搭載用付属車のあるものもこれに準ずることとした。さらに翌年9月に基本運賃がつぎのように改正された。

人力車	1両1マイルにつき	4銭	最低運賃	80銭
自動自転車	同	3	同	60
商品運搬車	同	2	同	50
自転車・小児車	同	2	同	30